

21 私物機器の利用～個人所有の端末の業務での利用可能を決める



一般社員 「(スマホにメール着信) おっと、メールが来た……」
教育担当者 「〇〇さん。そのスマホにセキュリティソフトは入っているの？」
一般社員 「でもセキュリティソフトを入ると通信が遅くなり、すぐに表示されないからなぁ……」

従業員の守秘義務や機密保持について就業規則などで定められているが、
どのような情報が秘密なのか、何をしたらいけないのかなどを、具体的な内容を示し、
明確に理解できるように説明する



個人所有のパソコンやスマートフォンを業務で使用する場合、管理が行き届かず、セキュリティの確保が難しくなります。個人所有端末の業務利用の可否や業務利用上のルールを定めておくことも重要です。個人のものの使用は許可制にするなど、ルールを決めておきましょう。